

令和 8 年 9 月 2 4 日

○条例

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 0 号

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

小田原市行政手続条例（平成 9 年小田原市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3

号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を小田原市行政手続条例又は小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 1 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 2 4 年小田原市条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

別表消防職員の項中「3 7 5」を「4 0 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 2 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 3 号中「第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改め、同項第 4 号中「第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に、「1 4 分の 1 1」を「2 分の 1」に改め、同項第 5 号中「第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」を「第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に、「1 2 分の 7」を「2 分の 1」に改め、同項第 6 号中「第 1 5 条第 2 5 項第 4 号」を「第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に、「3 分の 1」を「1 2 分の 7」に改め、同項第 7 号中「第 1 5 条第 3 2 項」を「第 1 5 条第 3 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 5 項の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 3 号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

小田原市地域センター条例（平成 7 年小田原市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表 1 の表中

円	円	円	円	円	円
400	500	500	900	1, 000	1, 400
800	1, 100	1, 100	1, 900	2, 200	3, 000
1, 800	2, 400	2, 400	4, 200	4, 800	6, 600
900	1, 200	1, 200	2, 100	2, 400	3, 300
500	600	600	1, 100	1, 200	1, 700
900	1, 200	1, 200	2, 100	2, 400	3, 300
400	500	500	900	1, 000	1, 400
2, 300	3, 100	3, 100	5, 400	6, 200	8, 500
1, 600	2, 200	2, 200	3, 800	4, 400	6, 000
1, 600	2, 100	2, 100	3, 700	4, 200	5, 800
900	1, 100	1, 100	2, 000	2, 200	3, 100
400	500	500	900	1, 000	1, 400
700	900	900	1, 600	1, 800	2, 500
500	600	600	1, 100	1, 200	1, 700
1 時間につき 5 0 0 円					

を

1 時間につき 8 0 0 円					
1 時間につき 1 , 0 0 0 円					
1 時間につき 1 , 5 0 0 円					
9,000	12,000	12,000	21,000	24,000	33,000
1 平方メートル 1 日につき 4 円					

円 450	円 600	円 600	円 1,200	円 1,300	円 1,900
950	1,300	1,300	2,600	2,900	4,200
2,100	2,800	2,800	5,700	6,400	9,300
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
600	700	700	1,500	1,600	2,400
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
450	600	600	1,200	1,300	1,900
2,700	3,700	3,700	7,400	8,300	12,000
1,900	2,600	2,600	5,200	5,900	8,500
1,900	2,500	2,500	5,000	5,600	8,200
1,000	1,300	1,300	2,700	2,900	4,400
450	600	600	1,200	1,300	1,900
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
600	700	700	1,500	1,600	2,400
1 時間につき 6 0 0 円					
1 時間につき 9 0 0 円					
1 時間につき 1 , 2 0 0 円					
1 時間につき 1 , 8 0 0 円					
10,800	14,400	14,400	28,800	32,400	46,800
1 平方メートル 1 日につき 4 . 7 5 円					

に改め、別表 2 の表中

円 700	円 900	円 900	円 1,600	円 1,800	円 2,500
700	900	900	1,600	1,800	2,500

700	900	900	1,600	1,800	2,500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000
2,100	2,700	2,700	4,800	5,400	7,500

を

「

円 800	円 1,000	円 1,000	円 2,200	円 2,400	円 3,500
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
1,600	2,000	2,000	4,400	4,800	7,000
2,400	3,000	3,000	6,600	7,200	10,500

」

に改め、別表

3 の表中

円 600	円 800	円 800	円 1,400	円 1,600	円 2,200
900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
600	700	700	1,300	1,400	2,000
600	800	800	1,400	1,600	2,200

」

を

「

円 700	円 950	円 950	円 1,900	円 2,100	円 3,100
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
700	800	800	1,800	1,800	2,800
700	950	950	1,900	2,100	3,100

」

に改め、別表備考

1 中「額」の次に「（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条及び別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 4 号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

小田原市生きがいふれあいセンター条例（平成 4 年小田原市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	円	円	円	円	円	
		900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
		200	150	150	200	500	500	700
		1,700	1,100	1,100	2,000	4,400	4,700	6,900
		700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
		700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
		1,900	1,250	1,250	2,200	4,900	5,200	7,600
		900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
		1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
		500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
		500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
		500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
		1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
		500	300	300	500	1,100	1,200	1,800
		1,000	600	600	1,000	2,200	2,400	3,600
		400	250	250	400	900	1,000	1,400
	」							

「	円	円	円	円	円	円	円
	1,000	650	650	1,200	2,600	2,800	4,200
	250	200	200	250	600	600	800
	2,000	1,300	1,300	2,400	5,200	5,600	8,200
	800	500	500	950	2,100	2,200	3,300

800	500	500	950	2,100	2,200	3,300
2,200	1,500	1,500	2,600	5,800	6,200	9,100
1,000	650	650	1,200	2,600	2,800	4,200
1,200	800	800	1,400	3,200	3,400	5,000
600	400	400	700	1,600	1,800	2,500
600	400	400	700	1,600	1,800	2,500
600	400	400	700	1,600	1,800	2,500
1,200	800	800	1,400	3,200	3,400	5,000
600	350	350	600	1,300	1,400	2,100
1,200	700	700	1,200	2,600	2,800	4,200
450	300	300	450	1,000	1,200	1,600

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 5 号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

小田原市保健センター条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中	円	円	円	円	円	円	を
	900	1, 100	1, 000	2, 200	2, 400	3, 500	
	500	700	600	1, 400	1, 500	2, 100	
	900	1, 100	1, 000	2, 200	2, 400	3, 500	
	400	500	400	900	1, 000	1, 400	
	1, 000	1, 400	1, 200	2, 700	2, 900	4, 200	
	2, 000	2, 800	2, 400	5, 400	5, 800	8, 400	
	700	900	800	1, 800	1, 900	2, 800	
	1, 400	1, 800	1, 600	3, 600	3, 800	5, 600	
	3, 300	4, 400	3, 900	8, 800	9, 400	13, 800	

円	円	円	円	円	円	に改める。
1, 000	1, 300	1, 200	2, 600	2, 800	4, 200	
600	800	700	1, 600	1, 800	2, 500	
1, 000	1, 300	1, 200	2, 600	2, 800	4, 200	
450	600	450	1, 000	1, 200	1, 600	
1, 200	1, 600	1, 400	3, 200	3, 400	5, 000	
2, 400	3, 200	2, 800	6, 400	6, 800	10, 000	
800	1, 000	950	2, 100	2, 200	3, 300	
1, 600	2, 000	1, 900	4, 200	4, 400	6, 600	
3, 900	5, 200	4, 600	10, 500	11, 200	16, 500	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 6 号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

小田原市梅の里センター条例（平成 4 年小田原市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

「 会 議 室	2 室に仕 切って使 用する場 合	A 室	円 410	円 510	円 510	円 1, 030	円 1, 150	円 1, 560
		B 室	510	620	620	1, 350	1, 350	1, 880
	上記以外の場合		920	1, 130	1, 130	2, 300	2, 400	3, 350
	和室		510	620	620	1, 250	1, 250	1, 770
体験加工室		1, 350	1, 770	1, 560	3, 660	3, 870	5, 750	
大会議室		2, 610	3, 660	3, 130	6, 800	7, 220	10, 470	

を

「 会 議 室 」	A 室	円 450	円 600	円 600	円 1, 200	円 1, 300	円 1, 800
	B 室	600	700	700	1, 600	1, 600	2, 200
和室		600	700	700	1, 500	1, 500	2, 100
体験加工室		1, 600	2, 100	1, 800	4, 300	4, 600	6, 900
大会議室		3, 100	4, 300	3, 700	8, 100	8, 600	12, 500

に改め、別表 2 の表中

「 ホ ー ル 」	2 室に仕 切って使 用する場 合	A 室	円 730	円 980	円 830	円 1, 930	円 2, 030	円 3, 030
		B 室	460	620	570	1, 250	1, 350	1, 980
	上記以外の場合		1, 190	1, 600	1, 400	3, 180	3, 380	5, 010

会議室	360	460	410	930	980	1,460
調理実習室	250	360	300	670	730	1,100

を

ホール	A 室	円 850	円 1,100	円 950	円 2,300	円 2,400	円 3,600
	B 室	550	700	650	1,500	1,600	2,300
会議室		400	550	450	1,100	1,100	1,700
調理実習室		300	400	350	800	850	1,300

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 7 号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例（平成 1 8 年小田原市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表 1 の表を次のように改める。

1 センター本館使用料

(1) ホール

区分	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分
入場料(会費)を徴収する場合	円 15,600	円 20,400	円 20,400
入場料(会費)を徴収しない場合	7,800	10,200	10,200

備考

- 1 器具使用料については、教育委員会規則で定める。
- 2 2 以上の基本時間（この表の時間の区分における時間をいう。以下同じ。）にわたって使用する場合の当該 2 以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、これを徴収しない。

(2) 会議室等

区分	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
大会議室	円 1,400	円 1,800	円 1,800	円 3,700	円 4,000	円 5,900

第 1 会議室	450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900
第 2 会議室	950	1, 200	1, 200	2, 400	2, 700	3, 900
第 3 会議室	450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900
第 4 会議室	450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900
視聴覚室	1, 000	1, 400	1, 400	2, 800	3, 200	4, 600
和室	1, 000	1, 400	1, 400	2, 800	3, 200	4, 600
茶室	350	450	450	950	1, 000	1, 500
美術工芸室	1, 000	1, 400	1, 400	2, 800	3, 200	4, 600
調理実習室	950	1, 200	1, 200	2, 400	2, 700	3, 900
楽屋	250	350	350	650	800	1, 100
暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

別表 2 の表中

円	円	円	円	円	円	
400	500	500	900	1, 000	1, 400	
100	200	200	300	400	500	
700	900	900	1, 600	1, 800	2, 500	を
100	200	200	300	400	500	
200	300	300	500	600	800	」

円	円	円	円	円	円	
450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900	
150	250	250	400	500	700	
800	1, 000	1, 000	2, 200	2, 400	3, 500	に改める。
150	250	250	400	500	700	
250	350	350	650	800	1, 100	」

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条及び別表の規定は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料であって、令和8年10月1日前に納付されたものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 8 号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和 6 2 年小田原市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後のこれらの額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 1 中	「	円 2 0 0	を	「	円 2 5 0	に改める。
		1 0 0			1 5 0	
		1 5 0			2 0 0	
		1 2 0			1 5 0	
		8 0			1 0 0	
	」			」		

別表第 2 中	「	円 1, 000	円 1, 400	円 1, 200	円 2, 900	円 3, 100	円 4, 500	を
		1, 700	2, 200	1, 900	4, 500	4, 800	7, 000	
		800	1, 100	1, 000	2, 300	2, 500	3, 700	
		400	500	500	1, 000	1, 100	1, 600	
		200	300	300	600	600	900	
	1 人 1 泊につき 2, 0 0 0 円							」

「	円 1, 200	円 1, 600	円 1, 400	円 3, 200	円 3, 500	円 5, 100	に改め、同表備
	2, 000	2, 600	2, 200	5, 300	5, 500	8, 300	
	950	1, 300	1, 200	2, 600	2, 800	4, 100	
	450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900	
	250	350	350	650	800	1, 100	
1 人 1 泊につき 2, 4 0 0 円							」

考 1 中「得た額」の次に「（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第 3 中	円	円	円	円	円	円	を
	1, 000	1, 400	1, 200	2, 700	2, 900	4, 200	
	400	500	500	1, 000	1, 100	1, 600	
	200	300	300	700	700	1, 100	

円	円	円	円	円	円	に改める。
1, 200	1, 600	1, 400	3, 200	3, 500	5, 100	
450	600	600	1, 200	1, 300	1, 900	
250	350	350	650	800	1, 100	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小田原文学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 9 号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成 6 年小田原市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	を	「	円	に改める。
		2 5 0			3 0 0	
		1 0 0			1 5 0	
		1 8 0			2 0 0	
		7 0	」		1 0 0	」

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 0 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中	「	円 1, 0 0 0	円 1, 0 0 0	円 2, 0 0 0	」
		1, 5 0 0	1, 5 0 0	3, 0 0 0	
		1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0	

を	「	円 1, 2 0 0	円 1, 2 0 0	円 2, 8 0 0	に改め、別表
		1, 8 0 0	1, 8 0 0	4, 2 0 0	
		1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0	

2 の表中	「	円 1, 5 0 0	円 1, 5 0 0	円 3, 0 0 0	を
		1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0	
		1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0	

「	円 1, 8 0 0	円 1, 8 0 0	円 4, 2 0 0	に改める。
	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0	
	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の供用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 1 号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例（昭和３９年小田原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「小田原市城山三丁目２０番２２号」を「小田原市城山三丁目３０番２２号」に改める。

第８条第３項の表高校生以外の者の項中「２，１００円」を「２，５００円」に改め、同表高校生の項中「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

第１０条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（１）天候その他施設の都合により使用することができないとき。

（２）使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の日の２日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第１７条第５項前段中「第１０条」の次に「（同条第２項第２号にあつては、城山陸上競技場及び小峰庭球場の使用の変更又は取消しの許可をした場合に限る。）」を加え、同項後段中「第１０条」を「第１０条第２項」に改める。

別表第１の１（１）の表中「３５０円」を「４００円」に、「７００円」を「８００円」に改める。

別表第１の１（２）の表を次のように改める。

（２）城内弓道場

使用方法	区分	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用	市民	１時間につき４００円	１時間につき７５０円
	市民以外の者	１時間につき１，２００円	１時間につき２，３００円
共用	市民	１人１回につき１５０円	
	市民以外の者	１人１回につき４００円	

別表第２の１（１）の表を次のように改める。

(1) 城山陸上競技場

ア 陸上競技場

使用方法	区分		午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
専用	器具又は 器材を使 用する場 合	市民	1 時 間 に つ き 1, 6 0 0 円	
		市民以外 の者	1 時 間 に つ き 5, 0 0 0 円	
	器具又は 器材を使 用しない 場合	市民	1 時 間 に つ き 1, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 1, 8 0 0 円
		市民以外 の者	1 時 間 に つ き 4, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 4, 8 0 0 円
共用	市民		1 人 1 回につき 1 5 0 円	
	市民以外の者		1 人 1 回につき 3 5 0 円	

イ 附属施設

区分	1 時間
会議室	2 5 0 円
トレーニングルーム	4 0 0 円

別表第 2 の 1 (2) の表中「3 6 0 円」を「4 0 0 円」に改め、別表第 2 の 1 の備考 4 中「8 8 0 円」を「1, 0 0 0 円」に、「1, 8 8 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 改正後の小田原市体育施設条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 3 項及び別表第 1 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の体育施設の使用に係る使用料について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例第 1 0 条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る使用料の還付につい

て適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

（利用料金に関する経過措置）

- 4 新条例別表第2の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 新条例第17条第5項において読み替えて準用する新条例第10条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 2 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の料金等に関する条例（令和 7 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品選定療養費の項中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。